

計算書類に対する注記 (法人全体用)

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

車輛運搬具、器具及び備品

平成 19年 3月 31日以前に取得したものについては旧定額法

平成 19年 4月 1日以降に取得したものについては定額法

ソフトウェア

残存価格を 0とする定額法

(2) 引当金の計上基準

退職給付引当金

職員に対して将来支給する退職金のうち、期末要支給額（当該会計年度末に職員全員が自己都合により退職したと仮定した場合に支給すべき退職金の額を計上している。

(3) 消費税等の会計処理

消費税等会計処理は税込方式

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 法人で採用する退職給付制度

採用する退職給付制度は以下のとおりである。

(1) 全国社会福祉団体職員退職積立基金制度

正規職員について、社会福祉法人全国社会福祉協議会の実施する全国社会福祉団体職員退職手当基金制度に加入している。

(2) 沖縄県社会福祉事業共済会退職共済制度

正規職員について、一般財団法人沖縄県社会福祉事業共済会の実施する退職共済制度加入している。

4. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の財務諸表 (第 1号の 様式、第 2号の 様式、第 3号の 様式)

(2) 社会福祉事業における地域福祉拠点区分、サービス区分別内訳表

(3) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

地域福祉事業拠点	(社会福祉事業)
法人運営事業	
生活福祉資金貸付事業	
日常生活自立支援事業	
積立預金積立事業	
福祉積立預金積立事業	
介護保険積立預金積立事業	
財政調整預金積立事業	
共同募金配分金事業	
老人福祉活動事業	
障害児・者福祉活動事業	
児童青少年福祉活動事業	
母子父子福祉活動事業	
福祉育成援助活動事業	
ボランティア活動育成事業	
歳末たすけあい配分金事業	
地域福祉活動事業	

長寿大学受託事業
 介護予防普及啓発事業
 介護予防普及啓発事業しゃきょう
 介護予防普及啓発事業いらぶ
 地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業
 宮古島市地域子育て支援事業
 宮古島市地域福祉計画推進事業
 法人後見受任事業
 移動支援受託事業
 移動支援受託事業しゃきょう
 移動支援受託事業いらぶ
 地域包括支援センター事業ひらら
 地域包括支援センター事業みやこ
 生活支援コーディネーター設置事業
 介護保険等事業拠点 (社会福祉事業)
 居宅介護支援事業
 訪問介護事業
 訪問介護事業しゃきょう
 訪問介護事業いらぶ
 通所介護事業
 通所介護事業ぐすくべ
 通所介護事業いらぶ
 小規模多機能型居宅介護事業
 小規模多機能型居宅介護事業きゃーぎ
 小規模多機能型居宅介護事業たかやま
 障害者総合支援事業
 障害者総合支援事業しゃきょう
 障害者総合支援事業いらぶ
 一般旅客自動車運送事業
 一般旅客自動車運送事業しゃきょう
 一般旅客自動車運送事業いらぶ
 くらしのサポート事業
 くらしのサポート事業しゃきょう
 くらしのサポート事業いらぶ
 宮古島市指定管理者運営事業
 平良老人福祉センター運営事業
 宮古島市社会福祉センター運営事業
 伊良部老人福祉センター運営事業
 伊良部デイサービスセンター事業
 上野老人福祉センター運営事業

5. 基本財産の増減の内容及び金額
増減なし

6. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

7. 担保に供している資産
該当なし

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産特定預金	5,000,000	0	5,000,000
車輛運搬具	40,287,230	39,545,277	741,953
器具及び備品	21,338,269	18,003,013	3,335,256
権利	75,600	0	75,600
合計	66,701,099	57,548,290	9,152,809

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要)

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の 当期末残高	債権の当期末残高
事業未払金	9,788,339	0	9,788,339
その他の未払金	23,034,195	0	23,034,195
預り金	490,429	0	490,429
賞与引当金	0	0	0
合計	33,312,963	0	33,312,963

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

11. 関連当事者との取引の内容
該当なし

12. 重要な偶発債務
該当なし

13. 重要な後発事象
該当なし

14. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を
明らかにするために必要な事項
該当なし